

JMAT鹿児島編制にかかる災害時の医療救護活動に関する協定書

公益社団法人鹿児島県医師会（以下甲という。）、公益社団法人鹿児島県歯科医師会（以下乙という。）は災害時の医療救護活動について、次の通り協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、鹿児島県内もしくは県外において大規模災害等が発生した時に、甲が主導するJMAT鹿児島の編制において、甲と乙の円滑な連携体制を構築することを目的とする。

（JMAT鹿児島の編制）

第2条 JMAT鹿児島は、鹿児島県災害対策本部との連携をもとに甲が主導し、日本医師会JMATと連携・連絡をとって編制するものとする。

2 JMAT鹿児島の編制は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、事務員等で構成する。

（JMAT鹿児島の派遣）

第3条 甲は、災害発生時、医療救護活動を実施する際には、事前に乙と協議の上、乙にJMAT鹿児島隊員の派遣を要請するものとする。

（JMAT鹿児島の業務）

第4条 乙が派遣するJMAT鹿児島隊員は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所等において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 JMAT鹿児島の業務の期間は、主にDMAT撤退後から地域の既存医療機関が復旧するまでの間とする。

（JMAT鹿児島に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣するJMAT鹿児島隊員に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が行うものとする。この場合、甲は、乙が派遣するJMAT鹿児島隊員と十分連携を図るものとする。

(JMAT鹿児島運輸並びに宿泊等)

第6条 JMAT鹿児島運輸並びに宿泊等については、原則甲並びに乙による自己完結とするが、甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、可能な限り調整するものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣するJMAT鹿児島隊員が使用する医薬品等は、当該隊員が各自携行する。その他救護活動において必要となった医薬品等については、甲乙が連携し、必要な措置をとるものとする。

(訓練)

第8条 甲と乙は災害に備えて適宜防災訓練を行うものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、災害救助法による費用の精算を原則とし、対象とならない費用は甲乙で協議し精算する。

- (1) JMAT鹿児島の編制及び派遣に必要な費用
- (2) JMAT鹿児島隊員が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) JMAT鹿児島隊員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(災害救助法との関係)

第10条 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

- 2 甲は前項の規定により鹿児島県との「災害時の医療救護活動に関する協定」の定めにより、災害救助法の適用を受けた場合、JMAT鹿児島の活動費用を災害救助費として求償を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲乙で協議して定めることとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙から何らかの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定める事項の疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成31年3月1日

甲 鹿児島市中央町 8-1

公益社団法人 鹿児島県医師会

会 長

池田 琢哉



乙 鹿児島市照国町 13-15

公益社団法人 鹿児島県歯科医師会

会 長

伊地知 博史

